

裁判員制度の経緯・目的

一 裁判員制度が登場した経緯

1 司法制度改革審議会（1999年7月）

内閣に設置 会長は佐藤幸司京大名誉教授(憲法)。中坊公平弁護士その他13人の委員

司法制度改革の目玉の一つ→「国民の司法参加」，特に刑事陪審導入背景

死刑確定事件の再審無罪

調書裁判による刑事裁判の形骸化等

日弁連は陪審主張

最高裁は陪審反対。

法務省は中間

自民党司法制度調査会→参審

司法制度改革審議会の結論(2001年7月)

裁判官と裁判員が協働して判断する。市民の人数は評議の実効性を確保できる程度の人数。

2 司法改革推進本部「裁判員制度・刑事検討会」(2002年3月)

内閣に設置された司法改革推進本部の中に「裁判員制度・刑事検討会」が設置。メンバー11人(刑事訴訟法学者, 裁判官, 弁護士, 検察官, ジャーナリストなど)。裁判官と裁判員の人数が焦点。

2003年10月

井上正仁座長(東大教授・刑事訴訟法)ペーパー「考えられる裁判員制度の概要について」を推進本部に提出

裁判官3名, 裁判員4名, 裁判員は25歳以上

3 裁判員法成立(2004年5月)

裁判官3名, 裁判員6名, 裁判員は20歳以上

守秘義務違反の罰則懲役6月

4 裁判員制度実施(2009年5月)

二 裁判員制度の目的

なぜ, 司法試験に合格し, 裁判のプロとして訓練を受けた法律家に裁判を任せてお

いてはいけないのか。なぜ、忙しい市民が裁判に参加しなくてはいけないのか。

1～3がメインの目的(ただし目的のとらえ方には見解の相違がある)。

4, 5は副産物。

1 司法の民主化

国民が司法に参加することが、国家権力は国民が行使するという国民主権の原理に合致する。

「統治客体意識」から「統治主体意識」へ。

「国民の司法を国民自らが実現する」

2 市民の法教育

国民が裁判過程を知ることによって司法や裁判所の仕事に対する理解・関心を高める。

アメリカでは「陪審は民主主義の学校」と言われている。

3 裁判に対する市民感覚の注入

裁判が市民の常識からかけ離れた、独善的なものとならないように市民の多様な経験・価値観を反映させる。それによって、司法に対する信頼を回復する。

4 分かりやすい裁判の実現

専門用語や調書を多用する裁判が改められ、普通の人でも分かる用語が用いられる。

「調書を読む裁判」ではなく「見て、聞いて、分かる裁判」になる。

取り調べの過程も録音・録画されるようになるなど可視化が進むきっかけになる。

5 裁判の迅速化

裁判員を長期間拘束するわけにはいかないため、争点を絞った迅速な裁判が行われる。

そのための制度として「連日的開廷」と「公判前整理手続」が用意された。